

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等に関する告示の改正に伴う取扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）実践研修（以下「実践研修」という。）については、サービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」という。）修了後に必要な実務経験（OJT）が「2年以上」とされていますが、令和5年6月30日付で厚生労働省の告示が改正され、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験

（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とすることとされました。

また、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置についても、現行では欠如時から1年間としておりますが、要件を満たす場合に限り、最長2年間まで延長することが可能となりました。

これらの改正に伴う取り扱いについては、下記のとおりとしますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合の県への届出について

- 基礎研修修了者を実務経験（OJT）としてサービス管理責任者等の業務を行う者として配置する場合は、以下のとおり変更届出を提出してください。なお、変更届出の提出は、変更後10日以内とされていますが、令和5年8月末日までに限り、当該配置の届出については、令和5年6月30日以降の実際に配置された日付まで遡り、提出することを認めます。

【提出資料】

事業所において、サービス管理責任者等を追加する場合と同様に、変更届出書及び添付書類を提出してください。なお、基礎研修修了者を実務経験（OJT）としてサービス管理責任者等の業務を行う者として配置することが分かるよう、氏名を記載する箇所すべてに、氏名の右側に（OJTとして配置）と明記してください。

例：岐阜 太郎（OJTとして配置）

- 変更届出書（（者）第3号様式（児）第15号様式の13）
- 付表（該当するサービスのもの）
- サービス管理責任者等の経歴書（参考様式3）
- 資格証明書の写し、研修修了証の写し ※要原本証明
- 実務経験証明書（参考様式4）
- 勤務形態一覧表（参考様式10）
- 組織体制図

※ サービス管理責任者等実践研修の申請の際に、変更届出書及び添付書類（写）の提出を求める場合がありますので、必ず事業所で写しを保管してください。

2. サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如し、実務経験要件を満たす者をサービス管理責任者等とみなして配置する適用を受ける場合

- ・ 別添「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の欠如及びみなし配置に係る協議書」を提出してください。県との協議の結果、協議書記載のみなし配置を認められた場合、サービス管理責任者等に係る変更届出書を提出してください。

※ やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合です。やむを得ない事由に該当するかどうかは欠如に至った経緯等により判断します。

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	島田・原
TEL	058-272-8302		
FAX	058-278-2643		

岐阜県岐阜地域福祉事務所地域福祉第二係			
係長	向井	担当	秋山
TEL	058-272-8287		
FAX	058-278-3526		